

統一的な基準による津山圏域資源循環施設組合会計財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得価額
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達価額
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
イ 昭和60年度以降に取得したもの
取得価額が判明しているもの……………取得価額
取得価額が不明なもの……………再調達価額
ただし、取得価額が不明な道路、河川、及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得価額
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得価額が判明しているもの……………取得価額
取得価額が不明なもの……………再調達価額

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 15年～50年
工作物 8年～50年
物品 3年～18年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 退職手当引当金
退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち津山圏域資源循環施設組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。
- ② 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても、原則として取得価額又は再調達価額が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については、物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

該当はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

津山圏域資源循環施設組合会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 9,216,243 千円

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 11,500 千円

⑥ 過年度修正等に関する事項

過年度における、「津山圏域クリーンセンター下水路改良工事」の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っております。事業用資産：工作物が 724 千円減少し、純資産変動計算書において無償所管替等が同額減少しております。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

(ア) 範囲

売却予定とされている公共資産

(イ) 内訳

該当はありません。

- ② 基金借入金（繰替運用）
該当はありません。
- ③ 減債基金に係る積立不足額
該当はありません。
- ④ 自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 △75,804 千円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	1,341,664千円	1,003,017千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	－ 円	－ 円
繰越金による差額	△504,150千円	－ 円
資金収支計算書	837,514千円	1,003,017千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書と資金収支計算書は「津山圏域資源循環施設組合会計」のみを対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書に差異は発生しません。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	△44,987 千円
減価償却費	△585,303 千円
分担金及び負担金の投資活動収入	8,321 千円
賞与等引当金増減額	111 千円
退職手当引当金増減額	204 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△621,654 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	限度額の設定はありません。
一時借入金に係る利子額	該当はありません。

(5) その他全般に係る事項

当財務書類では、千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。